あわら市景観条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。) 及びあわら市景観条例(平成24年あわら市条例第〇〇号。以下「条例」 いう。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(景観まちづくり協議会の認定の申請等)

- 第2条 条例第9条1項の規定により、景観まちづくり協議会の認定を受けようとする者は、景観まちづくり協議会認定申請書(様式第1号)に 次に掲げる図書を添付して市長に申請しなければならない。
 - (1) 規約
 - (2) 活動地区を示す図面
 - (3) 構成員の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)を記載した書類
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは速やかに当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは景観まちづくり協議会認定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(景観まちづくり協議会による提案)

- 第3条 条例第9条2項から第4項までの規定による提案は、提案書(様式第3号)に次に掲げる図書を添付して行うものとする。
 - (1) 構成員の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)を記載した書類
 - (2) 会議録
 - (3) 提案に係る区域を示す縮尺2,500分の1以上の図面 (行為の届出)
- 第4条 法第16条第1項の規定による届出は、景観計画区域内行為届出書 (様式第4号) に別表に掲げる図書を添付して行うものとする。
- 2 市長は、前項の届出を受理したときは速やかに内容を審査し、当該届 出に係る行為があわら市景観計画に定められた行為の基準に適合する と認めるときは景観計画区域内行為適合通知書(様式第5号)により通 知するものとする。
- 3 法第16条第3項の規定による勧告は、景観計画区域内行為勧告書(様式第6号)により行うものとする。

(完了の報告)

- 2 景観審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くこと ができない。
- 3 景観審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

- 第13条 景観審議会の庶務は、土木部建設課において処理する。 (委任)
- 第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。 附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

行為の種類	添付図書						
	種類	内容	縮尺				
		当該建築物、工作物又は屋外広告物	2,500分の1				
		の所在する敷地(以下この表におい	以上				
	位置図	て「当該敷地」という。)の位置及					
		び当該敷地の周辺の状況を表示す					
(1) 建筑版の建筑な、工作版の		る図面					
(1)建築物の建築等、工作物の 建乳等 又は屋外 広告物のま	写真	当該敷地及び当該敷地の周辺の状					
建設等又は屋外広告物の表 示等	子具	況を示す写真					
		当該敷地内における建築物、工作物	100分の1以上				
	配置図	又は屋外広告物の位置及び規模を					
		表示する図面					
		当該建築物、工作物又は屋外広告物	50分の1以上				
	立面図	の彩色が施された2面以上の立面					
		図					
(2)都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号) 第 4 条第 12 項に規定 する開発行為		当該開発行為を行う土地の区域並び	2,500分の1				
	位置図	に当該区域内及び当該区域の周辺の	以上				
		状況を表示する図面					
	写真	当該開発行為を行う土地の区域及び					
		当該区域の周辺の状況を示す写真					
	新工程 [77]	設計図又は施行方法を明らかにする	100分の1以上				
	配置図	図面					
		当該行為を行う土地の区域並びに当	2,500分の1				
	位置図	該区域内及び当該区域の周辺の状況	以上				
		を表示する図面					
(3)土地の開墾、土石の採取その	72古	当該行為を行う土地の区域及び当該					
他の土地の形質の変更	写真	区域の周辺の状況を示す写真					
		当該行為を行う土地の区域内におけ	100分の1以上				
	配置図	る土地の形質の変更の位置及び規模					
		を表示する図面					
		当該行為を行う土地の区域並びに当	2,500分の1				
	位置図	該区域内及び当該区域の周辺の状況	以上				
		を表示する図面					
(八日母) ************************************	72古	当該行為を行う土地の区域及び当該					
(4)屋外における土石、廃棄物そ	写真	区域の周辺の状況を示す写真					
の他の物件の堆積		当該行為を行う土地の区域内におけ	100分の1以上				
	配置図	る堆積の位置及び遮へい物の位置、種					
	田山里区	類、構造、規模、高低差等を表示する					
		図面					

備考

- 1 この表に定めるもののほか、行為の届出に関し参考となるべき事項を記載した図書がある場合には、これを添付すること。
- 2 行為の規模が大きいため、この表に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合に は、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に代える ことができる。

あわら市長様

申請者 住所 氏名

FI

(法人にあっては主たる事務所の 所在地名称及び代表者氏名) 電話番号

景観計画区域内行為(変更)届出書

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為地の所在	• ‡	也番								
設計者の住所	氏名									
施行者の住所	氏名	內								
		建築物	新築	新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・外観の色彩の変更						
		工作物	新築	新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・外観の色彩						
		表示。	表示・内容の変更 広告物を掲出する物件の設置・改造・移							
年 の種類		広告物	転・値	を繕・色彩の変更						
行為の種類		開発行為	宅地0	D造成	le .					
	Ł,	土地の形質								
	0	つ変更	土地の開墾・土石の採取・()							
	物	件の堆積	貴 土石・廃棄物・ ()							
		主要用	途		構造					
				届出部分	既存部分	合計				
		敷地面	積	m^2	m ²	m ²				
		建築面	積	m ²	m^2	m ²				
		延べ床面	面積	m ²	m ²	m ²				
建築物の概要		階数		階	高さ	m				
建架物 切似安		4 614	++	屋根						
世上げ 色彩		12]	外壁							
		在形		屋根						
		巴杉		外壁						
		建築設	/诰	屋根						
		建架政	V用	外壁						

工作物の概要		種類				構造		
		規模	高さ	延長	į.	幅	面積	その他
			m		m	m	m^2	
	仕	上げ材						
		色彩						
広告物の内容		種類				数量		
	表	示面積		\mathbf{m}^2		色彩		
		材質			主	な表示内容	3	
開発行為の概要								
土地の形質の	行	為面積						
変更の概要	施	行方法	口 切土		盛土	: 🗆 २	一の他	
	行為	後ののり面の	の高さ					
物件の堆積の 概要								
行為の期間		年 月	 日か	, S		 年 月	 ま日	で
受付欄	(注)		 出書には、					
		V'o	種類につい る□の中に					くださ

 第
 号

 年
 月

 日

様

あわら市長

印

景観計画区域内行為適合通知書

年 月 日付けで届出のあった景観計画区域内の行為は、あわら市景観計画に定められた行為についての制限に適合すると認められるので、あわら市景観条例施行規則第4条第2項の規定により、通知します。

行為の種類							
行為地の所在・地番							
行為の期間	年	月	日	~	年	月	日

 第
 号

 年
 月
 日

様

あわら市長

印

景観計画区域内行為勧告書

年 月 日付けで届出のあった景観計画区域内の行為は、あわら市景観計画に定められた行為についての制限に適合しないと認められるので、必要な措置をとるよう次のとおり勧告します。

行為地の所在・地番	
不適合の理由	
勧告の内容	

あわら市長様

申請者 住所 氏名

(FI)

(法人にあっては主たる事務所の 所在地名称及び代表者氏名)

電話番号

景観計画区域内行為完了届

年 月 日付け 第 号で適合通知のあった景観計画区域内の行為が完了したのであわら市景観条例施行規則第15条の規定により次のとおり届け出ます。

行為の種類	
行為地の所在・地番	
完了年月日	

 第
 号

 年
 月

 日

様

あわら市長

印

景観重要建造物(樹木)指定通知書

景観法第19条第1項(第28条第1項)の規定に基づき、次の建造物(樹木)を景観 重要建造物(樹木)として指定したので、同法第21条第1項(第30条第1項)の規定 により通知します。

指定番号	第		号
指定年月日	年	月	日
景観重要建造物(樹木)の 名称(樹種)			
景観重要建造物(樹木)の 所在地			
景観重要建造物(樹木)所有者 の住所及び氏名	'n		
指定の理由となった外観(樹木) の特徴			
建造物にあっては、景観重要建造物一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件の 範囲			

あわら市長 様

届出者 住所 氏名

(EII)

(法人にあっては主たる事務所の 所在地名称及び代表者氏名)

電話番号

景観重要建造物(樹木)現状変更許可申請書

景観重要建造物(樹木)の現状を変更したいので、景観法第22条第1項(第31条第1項)の規定により次のとおり申請します。

指定番号			Ė	第	号			
指定年月日			4	F	月 日			
景観重要建造物(樹木) の名称(樹種)								
景観重要建造物(樹木) の所在地								
行為の内容	§.							
行為の期間	着工予定	年	月	日	完了予定	年	月	日

備考 景観法施行規則第9条第2項又は第14条第2項各号の図書を添付してください。

 第
 号

 年
 月
 日

様

あわら市長

印

景観重要建造物(樹木)現状変更許可書

年 月 日付けで申請のあった景観重要建造物(樹木)の現状変更については、次の条件を付して許可します。

指定番号	第		号	
指定年月日	年	月	目	
景観重要建造物(樹木) の名称(樹種)				
景観重要建造物(樹木) の所在地				
行為の内容				
行為の期間				
許可の条件				

 第
 号

 年
 月

 日

様

あわら市長

印

景観重要建造物(樹木)指定解除通知書

景観法第27条第3項(第35条第3項)において準用する同法第21条第1項(第30条 第1項)の規定により、次の景観重要建造物(樹木)の指定を解除したので通知します。

指定番号	第 号
指定年月日	年 月 日
景観重要建造物(樹木)の名称(樹種)	
景観重要建造物(樹木)の所在地	
解除年月日	年 月 日
解除の事由	

あわら市長 様

申請者 住所 氏名 電話番号

(I)

景観まちづくり協議会認定申請書

景観まちづくり協議会の認定を受けたいので、あわら市景観条例施行規則第2条第1項の規定により、関係図書を添えて申請します。

名称	
事務所の所在地	
代表者氏名	
活動地区	
構成員の数	

第号年月

様

あわら市長

印

景観まちづくり協議会認定通知書

年 月 日付けで申請のあった景観まちづくり協議会について、次のと おり認定したので通知します。

認定番号	第		号	
認定年月日	年	月	日	
景観まちづくり協議会の名称				
景観まちづくり協議会の所在地				
備考				

あわら市長様

届出者 住所 協議会名 代表者氏名 電話番号

(FI)

提案書

あわら市景観条例第9条第2項(第3項・第4項)の規定により、次のとおり提案します。

認定番号	第		号	
認定年月日	年	月	日	
景観形成重点地区の名称				
景観形成重点地区の所在地				
提案する内容				